

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社

平成 28 年 度 第 4 回 理 事 会

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 題

第 1 号議案 平成 28 年度補正予算について

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画及び予算について

第 3 号議案 組織改正について

第 4 号議案 利益相反取引について

第 5 号議案 評議員会の開催決定について

3. 報告事項

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

4. 閉 会

第1号議案 平成28年度補正予算について

第1 補 正 概 要

3か年予算の効率的な執行を行うため、以下の通り平成28年度予算の補正を行う。

(単位：千円)

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 補正後予算額	増減額
収益	14,708,347	13,864,983	△843,364
費用	14,292,397	13,326,538	△965,859
利益	415,950	538,445	122,495

<主な補正理由>

受託事業の減による収益の減、大規模修繕工事の前倒し執行による費用の増 ほか

第2 平成28年度財務諸表等(補正反映後)

1 資金計画等

(1) 資金計画

(単位:千円)

受入資金	予定額	支払資金	予定額
基本財産運用益	241		
基本財産受取利息	241		
事業収益	13,965,515	事業費用	13,361,477
六甲有馬ロープウェー事業	136,284	六甲有馬ロープウェー事業	247,075
まやビューライン事業	98,648	まやビューライン事業	246,604
住宅供給公社継承事業	3,029,772	住宅供給公社継承事業	3,140,270
都市再開発等事業	9,854,435	都市再開発等事業	9,147,425
その他事業	—	その他事業	162,515
受取補助金等	840,281	一般管理費	417,589
受取負担金	5,095		
受取寄附金	1,000		
事業外収入	1,078,231	事業外支出	325,045
経常外収益	6,901	経常外費用	72,413
仮受消費税	850,048	仮払消費税	693,503
預り金受入	321,596	預り金払出	325,846
立替金	24,631	立替金支出	25,108
		前払消費税	220,384
収入内非現金Δ	124,946	支出内非現金Δ	1,012,208
後年度収入Δ	1,752,737	後年度支出Δ	3,996,284
後年度前受金	1,991,258	後年度前払金	238,216
後年度未収金Δ	3,743,995	後年度未払金Δ	4,234,500
過年度収入	3,458,781	過年度支出	531,008
過年度未収金	3,805,709	過年度未払金	4,004,092
過年度前受金Δ	346,928	過年度前払金Δ	3,473,083
投資的収入	394,042	投資的支出	8,788,576
補助金等収入	41,064	建設改良	8,788,576
財産売却収入	352,978		
借入金	28,471,801	借入金償還	24,866,383
短期借入金	27,721,801	短期借入金償還金	23,221,801
長期借入金	750,000	長期借入金償還金	1,644,581
合計	45,615,874	合計	43,876,206

(2) 金融機関等借入限度額

金融機関等借入限度額は、46,000,000千円とする。ただし、長期借入金の限度額は18,200,000千円とする。

2 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	241	241	0
基本財産受取利息	241	241	0
事業収益	13,119,139	14,208,809	△ 1,089,670
六甲有馬ロープウェー事業収益	136,284	139,009	△ 2,725
まやビューライン事業収益	98,648	105,677	△ 7,029
住宅供給公社継承事業収益	3,029,772	3,332,033	△ 302,261
都市再開発等事業収益	9,854,435	10,619,581	△ 765,146
その他事業収益	0	12,508	△ 12,508
受取補助金等	840,281	704,637	135,644
受取国庫補助金	39,225	19,086	20,139
受取神戸市関連補助金	780,326	659,900	120,426
受取その他公共団体補助金	11,139	14,404	△ 3,265
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	9,591	11,246	△ 1,656
受取負担金	5,095	6,794	△ 1,698
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	5,095	6,794	△ 1,698
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金振替額	1,000	1,000	0
経常収益計 (A)	13,965,756	14,921,480	△ 955,724
(2) 経常費用			
事業費用	12,943,888	13,522,302	△ 578,413
六甲有馬ロープウェー事業費	247,075	229,870	17,205
人件費	70,784	65,221	5,563
減価償却費	40,149	46,504	△ 6,354
その他事業費	136,142	118,146	17,996
まやビューライン事業費	246,604	251,727	△ 5,123
人件費	77,264	87,840	△ 10,576
減価償却費	15,792	18,546	△ 2,754
その他事業費	153,547	145,340	8,207
住宅供給公社継承事業費	3,140,270	3,113,049	27,221
人件費	265,884	260,667	5,217
減価償却費	314,488	303,359	11,129
その他事業費	2,559,898	2,549,023	10,875
都市再開発等事業費	9,147,425	9,760,882	△ 613,457
人件費	960,314	887,221	73,093
減価償却費	366,794	395,377	△ 28,584
その他事業費	7,820,318	8,478,284	△ 657,966
その他事業費	162,515	166,775	△ 4,260
管理費	417,589	413,708	3,880
人件費	285,625	280,497	5,128
減価償却費	12,631	13,055	△ 424
その他管理費	119,333	120,156	△ 823
経常費用計 (B)	13,361,477	13,936,010	△ 574,533
当期経常増減額 (A) - (B)	604,279	985,470	△ 381,191

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	6,901	22,876	△ 15,975
経常外収益計	6,901	22,876	△ 15,975
(2) 経常外費用			
固定資産除去費	69,694	6,220	63,474
固定資産売却損	2,719	44,280	△ 41,561
経常外費用計	72,413	50,500	21,913
当期経常外増減額	△ 65,512	△ 27,624	△ 37,888
税引前当期一般正味財産増減額	538,767	957,846	△ 419,079
法人税、住民税及び事業税	322	405	△ 83
当期一般正味財産増減額 (C)	538,445	957,846	△ 419,401
一般正味財産期首残高	12,233,450	11,276,010	957,441
一般正味財産期末残高	12,771,895	12,233,450	538,445
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	41,064	1,839	39,225
受取神戸市関連補助金	41,064	1,839	39,225
一般正味財産への振替額	△ 15,686	△ 19,040	3,354
当期指定正味財産増減額 (D)	25,378	△ 17,201	42,579
指定正味財産期首残高	91,385	108,586	△ 17,201
指定正味財産期末残高	116,764	91,385	25,378
III 正味財産期末残高	12,888,659	12,324,836	563,823

(注) 業務量の増加等に伴い、事業収益または補助金等収入が予算額に比して増加する場合は、その増加金額の範囲内で当該事業に直接必要となる経費または当該事業に必要となる固定資産の取得に充てることができる(弾力条項)

3 予 定 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,504,942	1,765,275	1,739,667
未収金	3,743,995	3,805,709	△ 61,714
未収収益	7	7	0
未成工事支出金	14,331,956	9,591,261	4,740,695
商品	97	129	△ 32
前払金	238,216	74,617	163,599
立替金	25,108	24,631	477
貸倒引当金	△ 148,001	△ 146,990	△ 1,011
流動資産合計	21,696,320	15,114,638	6,581,682
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	120,504	120,511	△ 7
基本財産合計	120,504	120,511	△ 7
(2) 特定資産			
建物	771,753	887,234	△ 115,481
構築物	37,935	44,292	△ 6,357
車両	377	461	△ 84
住公継承事業特定預金	2,927	1,671	1,256
都市再開発等その他事業特定預金	18,000	19,000	△ 1,000
負債引当金積立資産	500,745	505,563	△ 4,818
長期預り金引当資産	2,584,174	2,721,819	△ 137,644
資産除去債務引当資産	172,000	86,000	86,000
特定資産合計	4,087,913	4,266,040	△ 178,127
(3) その他固定資産			
建物	13,134,073	13,644,472	△ 510,399
構築物	939,382	908,616	30,766
車両運搬具	0	0	0
什器備品	50,879	43,874	7,005
土地	12,765,532	12,776,346	△ 10,815
リース資産	28,716	35,028	△ 6,312
借地権	587,091	587,091	0
ソフトウェア	63,307	76,762	△ 13,455
電話加入権	1,504	1,504	0
敷金	79,378	79,378	0
保証金	302,205	303,805	△ 1,600
投資有価証券	48,580	48,580	0
供託金等	5,250	5,192	58
長期前払費用	39,327	51,129	△ 11,802
その他固定資産合計	28,045,222	28,561,775	△ 516,553
固定資産合計	32,253,639	32,948,326	△ 694,687
資産合計	53,949,959	48,062,965	5,886,994

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	12,300,000	7,800,000	4,500,000
1年内返済予定長期借入金	838,127	894,581	△ 56,455
リース債務	6,628	6,628	0
未払金	4,234,500	4,004,092	230,408
未払費用	13,820	10,547	3,273
前受金	1,991,258	346,928	1,644,330
預り金	321,596	325,846	△ 4,249
賞与引当金	107,075	100,584	6,491
			0
流動負債合計	19,813,003	13,489,206	6,323,797
2. 固定負債			
長期預り金	2,584,174	2,721,819	△ 137,644
長期借入金	17,342,136	18,180,263	△ 838,127
長期前受金	44,792	51,711	△ 6,919
リース債務	23,524	30,151	△ 6,628
資産除去債務	860,000	860,000	0
退職給付引当金	393,670	404,979	△ 11,309
固定負債合計	21,248,297	22,248,923	△ 1,000,626
負債合計	41,061,300	35,738,129	5,323,171
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
補助金等	83,478	52,004	31,474
負担金	15,286	20,381	△ 5,095
寄附金	18,000	19,000	△ 1,000
指定正味財産合計	116,764	91,385	25,378
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(77,539)	(91,385)	(△ 13,847)
2. 一般正味財産	12,771,895	12,233,450	538,445
(うち基本財産への充当額)	(120,504)	(120,511)	(△ 7)
(うち特定資産への充当額)	(4,010,375)	(4,174,655)	(△ 164,280)
正味財産合計	12,888,659	12,324,836	563,823
負債及び正味財産合計	53,949,959	48,062,965	5,886,994

第2号議案 平成29年度事業計画及び予算について

第1 事業運営方針

当公社は、経営計画に基づき、市の外郭団体として、「行政と民間の狭間の課題解決に先導的に対応する役割」、「総合力ある多目的公社として培ってきた経験・ノウハウを活かし、多様化する市民や地域社会ニーズや行政需要に柔軟かつ迅速に応える公共・公益的な役割」、「公共施策展開の一翼を積極的に担う役割」を果たすことにより、「すまい・まちづくりを通じ、市民の豊かな生活に貢献」していく。

平成29年度は、第2次中期経営計画（平成28年度～平成33年度）の2年目にあたり、前半3か年（平成28年度～平成30年度）の中間年度であることから、今年度に予定されている事業を着実に実施するとともに、人材確保・育成に重点を置いた実施体制の構築と、複数年度予算方式による3か年総額での適切かつ効率的な予算執行・管理等の取り組みを通じて、前半3か年の事業目標を確実に達成していく。

具体的には、県・市と共同で実施している新長田合同庁舎整備や公社桜の宮住宅再整備など重点事業を積極的に展開するとともに、公社の経営の根幹をなす継続事業においても、第2次中期経営計画に掲げる基本経営戦略と事業計画に沿って、職員一人一人の能力と経験を活かして推進していく。

また、平成28年度に策定した「輝プロジェクト」に基づき、体系的研修やメンター制度など具体的な取り組みを実施し、ワークライフバランスの実現と、働きやすくやりがいの持てる持続可能な組織づくりを推進する。

このような取り組みを通じて、外郭団体として市と連携して神戸2020ビジョン（テーマ：「若者に選ばれるまち」、「誰もが活躍するまち」）の「新たな神戸づくり」への貢献と、当公社の創造的成長を加速化していく。

事業運営にあたっては、管理指標を用いて進捗のタイムリーな把握、PDCAサイクルによる検証、評価、改善を行っていく。



「まっすぐ、まじめに —」
輝くひと・職場づくり

第2 事業計画

平成29年度の神戸すまいまちづくり公社の事業計画は、次のとおりである。

<重点事業>

(1) 新長田合同庁舎整備

神戸の西の拠点である新長田地区の本格的復興に貢献していくため、当整備事業を県・市と共同で行っている。平成29年度は実施設計を完了し、11月頃に工事に着手する。

- ・建設地 長田区二葉町5丁目1-1
- ・敷地面積 約3,820㎡
- ・延床面積 約19,080㎡
- ・構造・階数 鉄骨造・地上8階建て

(2) 三宮周辺地区の再整備基本構想（新バスターミナル整備等）の推進

三宮周辺地区の『再整備基本構想』対象エリアに本社を置く外郭団体として、市による都心・三宮の再整備の推進に寄与する。また、サンパルビル管理者として、区分所有者の意向の把握に努め、区分所有者全体の利益を図っていく。

(3) 公社桜の宮住宅再整備

老朽化した公社桜の宮住宅（築45年）について、他の区分所有者と共同で市街地再開発事業を想定した再整備計画の検討に向けて、「北鈴蘭台駅前地区再整備協議会」を設立した。平成29年度は事業協力者の公募を行い、都市計画決定の手続きを経て、再開発会社を設立する予定である。

- ・整備地 北区甲栄台4丁目
- ・敷地面積 4,095㎡

(4) 学生向け賃貸住宅の新たな展開（神戸留学生会館の活用）

神戸留学生会館について、平成28年度より新たに他の公社学生向けマンション（学が丘カレッジハイツ他3施設）と同様に、学生同士や地域とのつながりを持つ魅力ある住宅「学園西カレッジハイツ」として段階的に再整備を行っている。平成29年度についても引き続き再整備を進め、他の学生向けマンションとの学生同士の交流に取り組む。

- ・平成29年度整備予定数 5階 19室

(5) 公社賃貸住宅ストックの政策的活用

市営住宅としての借上期間が終了（平成30年度）する借上公営住宅の今後のあり方として、市による借上の一部継続に協力するとともに、高齢者向け機能を備えるなど再整備を行い、誰もが安心して暮らせるすまい・まちづくりに貢献していく。

- ・住戸数 4施設 計254戸

＜拡充・継続事業＞

（１）先導的に対応 ―行政と民間の狭間の課題に―

行政と民間の狭間の課題に先導的に対応していく役割を果たすため、すまいとまちづくりの分野において、公社が培ってきた経験・ノウハウ、さらには公社のもつ人材バンク機能を最大限に活かし、市と連携しながら、次の事業を行う。

ア すまいまちづくり再生支援事業

- ・公社鶴甲団地でのリノベーションの取り組み実績とノウハウ等を活かし、団地の空き家住宅流通に積極的に取り組み、団地における空き家流動化の事業モデルの構築を図る。
- ・空き家の管理からインスペクション、活用等を一元的に支援する相談窓口をすまいるネットで運営し、流通や適正管理等を促進する。

イ すまいとまちの安心ワンストップサービス提供事業

（ア）すまいまちづくり安心支援事業

a 相談・情報提供・普及啓発

- ・すまい全般に関する一般的な相談業務、専門的な相談対応及び専門家派遣
- ・高齢者住み替えや住宅施策等の情報発信、住宅設計・建設・リフォーム等の事業者選定支援
- ・セミナーや出前講座等の開催、小中学校への講師派遣による住教育支援

b 耐震支援・すまい安全支援

すまいの耐震化や家具固定、バリアフリー化の推進、及び密集市街地の老朽家屋の解体補助事業等の窓口・普及啓発業務

c 住宅セーフティネットの構築

居住支援協議会を中心に、住宅を必要とする高齢者などに対する「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」等の支援策の拡充、利用促進に取り組む。

（イ）防災講習センター運營業務

すまいやまちの防火・防災機能の向上と適正化を目指し、防火・防災に関する各種法定資格を取得するための、防火管理講習、防火対象物点検資格講習等の講習会を行う。

- ・講習受講者見込数 6,900人

ウ 海外インフラ整備支援事業

水・インフラ事業の海外展開を志向する地元企業等に対する技術支援並びに海外行政との連携支援を行い、地元企業の競争力強化に貢献する。

また、国・JICA等の支援・協力要請に応え、発展途上国の自治体における都市開発・まちづくりに関する計画づくりから管理運営まで幅広く技術協力を行うことを通じて、国際貢献と地元企業等の進出を支援する。

- ・ベトナム国ビンズオン省・キエンザン省下水道事業運営技術者育成
- ・ミャンマー国ヤンゴン都市圏都市開発 等

（２）多目的性を持つ公共的団体―多様化するニーズに対応―

市や外郭団体の依頼を受けて、公共施設の整備から完成後の維持管理まで担っていく。また、公社保有資産の活用を図りながら、観光振興、産業振興など様々な行政施策実現の一翼を担うなど、多様化する行政需要に柔軟且つ迅速に応える多目的性を持つ公共的団体としての役割を果たすため、次の事業を行う。

ア 公益施設等整備事業

（ア）学校建設業務

市教育委員会から依頼を受け、引き続きH A T神戸地域における小学校・特別支援学校の新設工事等に取り組む。

- ・平成２９年度完成予定 葺合高校改築工事、神港橘高校建設工事

（イ）公益施設等建設業務

市等からの委託を受け、土木、建築、設備工事の各分野において、企画・計画調整・事業執行までを包括的に実施できる体制を活用して、様々な行政需要や社会ニーズに確実に応える。

また、外郭団体等施設の省エネルギー化に向けた改修工事等の技術支援に取り組む。

- ・市４９件（学校園・市営住宅等外壁等改修工事、市営大同町住宅新築工事等）、外郭団体等２４件（神戸地下街省エネルギー化設備更新等）

イ 公益施設等管理運営事業

（ア）公益施設等設備管理業務

神戸市全域に渡るさまざまな用途の公益施設等において、日常の運転・監視、法令・定期点検及び修繕等を包括的に実施し、施設機能を最大限に発揮させ、施設の適正な運営を支援する。

あわせて、設備保全計画の策定等の施設管理の総合マネジメント業務を行う。

- ・管理施設数 ９５施設（神戸国際交流会館、しあわせの村、総合運動公園等）

（イ）まちづくり会館管理運営業務

第３期指定管理者（平成２６年度～平成２９年度）として、会館の管理運営、まちづくりに関する情報提供、まちづくりの担い手連携・育成、元町周辺地区の活性化支援等を行う。

（ウ）公営駐車場管理業務

第４期指定管理者（平成２９年度～平成３２年度）として、新長田駅前駐車場等の公営駐車場の効率的な管理運営を行う。

- ・管理施設数 ４施設 ６３６台

（エ）農業集落排水施設管理業務

第３期指定管理者（平成２６年度～平成２９年度）として、西区及び北区の農業集落排水処理施設の管理運営を行う。

また、施設見学会及び小学校での環境学習を実施し、水環境への理解を深める取組みを行う。

(オ) しあわせの村すずらんゴルフ場運営事業

市から管理許可を得て、障害者・高齢者をはじめ誰もが気軽に利用しやすい施設として、すずらんコース等を運営することで、市民福祉の向上、健康増進及びスポーツ振興に貢献する。

・延べ利用見込数

すずらんコース 42, 500人

クローバーコース 22, 000人

(カ) その他市保有施設等管理業務

市から依頼を受け、有野台会館等を団地のコミュニティー施設として運営するほか、神戸ハイテクイースト工業団地等の運営を行う。

- ・団地中心施設（有野台・ひよどり台・月が丘）、神戸ハイテクイースト工業団地、湊川公園西ビル 等

(キ) 再開発ビル管理受託業務

「建物の区分所有等に関する法律」に基づく管理者として、良好なビル保全を行う。

- ・ウェルブ六甲道等 計19棟

(ク) 市営住宅募集業務

市から委託を受け、市営住宅の入居者募集（年4回）及び受付を行う。

ウ ロープウェー・ケーブル運営事業（観光振興分野）

六甲有馬ロープウェー及びまやビューライン（摩耶ケーブル、摩耶ロープウェー）の運行を行うことで、六甲山・摩耶山の魅力化促進に寄与する。

- ・六甲有馬ロープウェー 乗客見込数 208, 000人
- ・まやビューライン 乗客見込数 306, 000人

エ K I B C、K I O運営事業（産業振興分野）

神戸医療産業都市を推進するポートアイランド（第2期）において、外国・外資系企業等を対象にオフィス、研究開発スペース等を提供する目的で、市の要請により当公社が建設し、保有している神戸国際ビジネスセンター（K I B C）の運営を行う。

また、ベンチャー企業を育成・支援するための施設として創設された、神戸インキュベーションオフィス（K I O）の運営を行う。

・入居見込面積

K I B C 12, 664㎡

K I O 2, 897㎡

オ 賃貸住宅関連事業

(ア) 公社賃貸等住宅管理事業

- ・ 30 団地 2, 559 戸
- ・ 賃貸住宅各種割引等制度 若年世代の転入・新婚・子育て・近居等
- ・ 借上復興住宅として公社物件（4 団地 254 戸）を市に賃貸する。

(イ) 借上特優賃住宅管理事業

- 入居促進や用途廃止を進め、市による赤字補填の最小化を図る。
特定優良賃貸住宅制度及び特定目的借上公共賃貸住宅制度に基づく団地
- ・ 28 団地 664 戸

(ウ) 住宅関連その他業務

- 市借上公営住宅や借上特優賃住宅オーナーへの住宅返還後の経営相談、管理支援等を行う。
- ・ 管理受託住宅管理業務
 - ・ 特優賃管理法人審査業務
 - ・ 賃貸店舗管理業務 等

カ 資産活用事業

(ア) ゴルフ場施設等運営事業

- 市民に愛されるパブリックゴルフ場として北神戸ゴルフ場及び西神戸ゴルフ場を管理運営する。
- ・ 利用見込数
- | | |
|---------|-----------|
| 北神戸ゴルフ場 | 70, 000 人 |
| 西神戸ゴルフ場 | 60, 000 人 |

(イ) 路外等駐車場管理運営事業

- 市の事業用地や公社所有地を活用して臨時駐車場を設置し、管理運営を行う。
- ・ 管理数 38 箇所 2, 017 台

(ウ) 賃貸オフィス・店舗活用事業

a 再開発ビルオーナー業務

- 再開発ビルでの公社所有床の賃貸業務を行い、さらなる入居率の向上を図ることで、増収に努める。
- ・ 新長田駅前ビル、センタープラザ等 入居面積計 26, 984 m²

b 再開発ビルサブリース業務

- 再開発ビルでの市等の保有床の転貸業務を行う。
- ・ ウェルブ六甲道等 入居面積計 29, 852 m²

第3 平成29年度財務諸表等

1 資金計画等

(1) 資金計画

(単位:千円)

受入資金	予定額	支払資金	予定額
基本財産運用益	241		
基本財産受取利息	241		
事業収益	14,415,834	事業費用	14,116,559
六甲有馬ロープウェー事業	130,963	六甲有馬ロープウェー事業	256,415
まやビューライン事業	92,204	まやビューライン事業	205,612
住宅供給公社継承事業	2,656,885	住宅供給公社継承事業	2,612,584
都市再開発等事業	10,925,524	都市再開発等事業	10,174,328
その他事業	—	その他事業	450,900
受取補助金等	605,437	一般管理費	416,720
受取負担金	3,821		
受取寄附金	1,000		
事業外収入	1,150,341	事業外支出	572,683
経常外収益	0	経常外費用	0
仮受消費税	1,036,346	仮払消費税	913,756
預り金受入	200,913	預り金払出	321,596
立替金	25,108	立替金支出	20,244
		前払消費税	220,384
収入内非現金Δ	112,025	支出内非現金Δ	903,297
後年度収入Δ	2,479,607	後年度支出Δ	3,820,797
後年度前受金	420,880	後年度前払金	238,990
後年度未収金Δ	2,900,488	後年度未払金Δ	4,059,786
過年度収入	1,752,737	過年度支出	3,996,284
過年度未収金	3,743,995	過年度未払金	4,234,500
過年度前受金Δ	1,991,258	過年度前払金Δ	238,216
投資的収入	10,084,364	投資的支出	3,040,714
補助金等収入	215,073	建設改良	3,040,714
財産売却収入	9,869,291		
借入金	3,179,461	借入金償還	9,506,127
短期借入金	3,179,461	短期借入金償還金	8,668,000
長期借入金	—	長期借入金償還金	838,127
合計	28,103,371	合計	27,411,570

(2) 金融機関等借入限度額

金融機関等借入限度額は、20,700,000千円とする。ただし、長期借入金の限度額は17,400,000千円とする。

2 予定正味財産増減計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	241	241	0
基本財産受取利息	241	241	0
事業収益	13,805,576	13,119,139	686,437
六甲有馬ロープウェー事業収益	130,963	136,284	△ 5,321
まやビューライン事業収益	92,204	98,648	△ 6,444
住宅供給公社継承事業収益	2,656,885	3,029,772	△ 372,887
都市再開発等事業収益	10,925,524	9,854,435	1,071,089
その他事業収益	0	0	0
受取補助金等	605,437	840,281	△ 234,844
受取国庫補助金	0	39,225	△ 39,225
受取神戸市関連補助金	590,065	780,326	△ 190,261
受取その他公共団体補助金	7,066	11,139	△ 4,073
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	8,306	9,591	△ 1,285
受取負担金	3,821	5,095	△ 1,274
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	3,821	5,095	△ 1,274
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金振替額	1,000	1,000	0
経常収益計 (A)	14,416,075	13,965,756	450,319
(2) 経常費用			
事業費用	13,699,839	12,943,888	755,951
六甲有馬ロープウェー事業費	256,415	247,075	9,340
人件費	59,789	70,784	△ 10,995
減価償却費	38,649	40,149	△ 1,500
その他事業費	157,977	136,142	21,835
まやビューライン事業費	205,612	246,604	△ 40,992
人件費	62,495	77,264	△ 14,769
減価償却費	13,632	15,792	△ 2,160
その他事業費	129,485	153,547	△ 24,062
住宅供給公社継承事業費	2,612,584	3,140,270	△ 527,686
人件費	269,677	265,884	3,793
減価償却費	310,573	314,488	△ 3,915
その他事業費	2,032,334	2,559,898	△ 527,564
都市再開発等事業費	10,174,328	9,147,425	1,026,903
人件費	924,152	960,314	△ 36,162
減価償却費	343,905	366,794	△ 22,889
その他事業費	8,906,271	7,820,318	1,085,953
その他事業費	450,900	162,515	288,385
管理費	416,720	417,589	△ 869
人件費	288,834	285,625	3,209
減価償却費	9,944	12,631	△ 2,687
その他管理費	117,942	119,333	△ 1,391
経常費用計 (B)	14,116,559	13,361,477	755,082
当期経常増減額 (A) - (B)	299,516	604,279	△ 304,763

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	6,901	△ 6,901
経常外収益計	0	6,901	△ 6,901
(2) 経常外費用			
固定資産除去費	0	69,694	△ 69,694
固定資産売却損	0	2,719	△ 2,719
経常外費用計	0	72,413	△ 72,413
当期経常外増減額	0	△ 65,512	65,512
税引前当期一般正味財産増減額	299,516	538,767	△ 239,251
法人税、住民税及び事業税	372	322	50
当期一般正味財産増減額 (C)	299,144	538,445	△ 239,301
一般正味財産期首残高	12,771,895	12,233,450	538,445
一般正味財産期末残高	13,071,039	12,771,895	299,144
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	215,073	41,064	174,009
受取神戸市関連補助金	215,073	41,064	174,009
一般正味財産への振替額	△ 13,127	△ 15,686	2,559
当期指定正味財産増減額 (D)	201,946	25,378	176,568
指定正味財産期首残高	116,764	91,385	25,378
指定正味財産期末残高	318,710	116,764	201,946
III 正味財産期末残高	13,389,749	12,888,659	501,090

(注) 業務量の増加等に伴い、事業収益または補助金等収入が予算額に比して増加する場合は、その増加金額の範囲内で当該事業に直接必要となる経費または当該事業に必要となる固定資産の取得に充てることができる(弾力条項)

3 予 定 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,196,744	3,504,942	691,802
未収金	2,900,488	3,743,995	△ 843,507
未収収益	7	7	0
未成工事支出金	7,168,242	14,331,956	△ 7,163,714
商品	97	97	0
前払金	238,990	238,216	773
立替金	20,244	25,108	△ 4,864
貸倒引当金	△ 148,007	△ 148,001	△ 6
流動資産合計	14,376,804	21,696,320	△ 7,319,516
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	120,500	120,504	△ 4
基本財産合計	120,500	120,504	△ 4
(2) 特定資産			
建物	658,671	771,753	△ 113,082
構築物	29,180	37,935	△ 8,755
車両	293	377	△ 84
住公継承事業特定預金	4,078	2,927	1,151
都市再開発等その他事業特定預金	17,000	18,000	△ 1,000
負債引当金積立資産	518,885	500,745	18,140
長期預り金引当資産	2,385,284	2,584,174	△ 198,890
資産除去債務引当資産	258,000	172,000	86,000
特定資産合計	3,871,393	4,087,913	△ 216,520
(3) その他固定資産			
建物	12,687,941	13,134,073	△ 446,131
構築物	1,039,484	939,382	100,103
車両運搬具	0	0	0
什器備品	45,280	50,879	△ 5,599
土地	12,765,532	12,765,532	0
リース資産	22,404	28,716	△ 6,312
建設仮勘定	0	0	0
借地権	587,091	587,091	0
ソフトウェア	48,919	63,307	△ 14,388
電話加入権	1,504	1,504	0
敷金	79,378	79,378	0
保証金	331,748	302,205	29,543
投資有価証券	48,580	48,580	0
供託金等	5,250	5,250	0
長期前払費用	42,047	39,327	2,720
その他固定資産合計	27,705,157	28,045,222	△ 340,065
固定資産合計	31,697,050	32,253,639	△ 556,589
資産合計	46,073,854	53,949,959	△ 7,876,105

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	6,811,461	12,300,000	△ 5,488,539
1年内返済予定長期借入金	846,192	838,127	8,065
リース債務	6,628	6,628	0
未払金	4,059,786	4,234,500	△ 174,714
未払費用	23,282	13,820	9,462
前受金	420,880	1,991,258	△ 1,570,377
預り金	200,913	321,596	△ 120,684
賞与引当金	111,797	107,075	4,722
			0
流動負債合計	12,480,939	19,813,003	△ 7,332,064
2. 固定負債			
長期預り金	2,385,284	2,584,174	△ 198,890
長期借入金	16,495,944	17,342,136	△ 846,192
長期前受金	37,953	44,792	△ 6,839
リース債務	16,896	23,524	△ 6,628
資産除去債務	860,000	860,000	0
退職給付引当金	407,088	393,670	13,418
固定負債合計	20,203,166	21,248,297	△ 1,045,131
負債合計	32,684,105	41,061,300	△ 8,377,195
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
補助金等	290,245	83,478	206,767
負担金	11,464	15,286	△ 3,821
寄附金	17,000	18,000	△ 1,000
指定正味財産合計	318,710	116,764	201,946
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(114,451)	(77,539)	(36,912)
2. 一般正味財産	13,071,039	12,771,895	299,144
(うち基本財産への充当額)	(△ 120,500)	(△ 120,504)	(4)
(うち特定資産への充当額)	(3,756,942)	(4,010,375)	(△ 253,432)
正味財産合計	13,389,749	12,888,659	501,090
負債及び正味財産合計	46,073,854	53,949,959	△ 7,876,105

第 3 号議案 組織改正について

平成 29 年度組織改正の概要

「第 2 次中期経営計画」の 2 年目にあたり、その理念である「すまい・まちづくりを通じ、市民の豊かな生活に貢献」を実現し、公社の持続的発展を図るため、ワークライフバランスの実現の取り組みを強化するとともに、三宮周辺地区再整備プロジェクトや兵庫県・神戸市新長田合同庁舎整備事業、公社桜の宮住宅再整備事業の推進などの課題に積極的に対応していく。

(1) 総務部

「輝プロジェクト」推進によるワークライフバランス、人材育成等への取り組み強化のため、総務担当係長を新設するほか、三宮周辺地区再整備プロジェクトなど特命事項の統括のため、調査役全員を総務部に配置する。

また、三宮周辺地区再整備プロジェクトの進捗に伴う区分所有者等との調整業務強化のため、企画課サンパル管理事務所長をサンパル再整備係長とするとともに、サンパルオーナー業務を経営管理室から移管する。

(2) 経営企画部

経営管理室所管事業を統括し、市との事業調整を推進するほか、企画課との連携を図るため、経営企画部長を新設する。

また、再開発ビルのオーナー業務とリーシング業務の効率的推進のため、経営係オーナー業務担当・営業推進担当を廃止し、新たに営業推進係を新設する。

(3) 住環境再生部

賃貸住宅関連事業強化のため、管理課に課長補佐を新設するとともに、公社桜の宮住宅再整備に伴う入居者対応及び鶴甲団地等団地再生事業の推進（支援課から移管）のため、担当係長を新設する。

(4) 施設整備部

買戻特約登記抹消業務の完了に伴い、担当課長及び事業支援係を廃止する。

また、神戸市の新規事業受託への対応のため、調査役（総務部付）及び都市整備課再整備計画係の担当係長を新設する。

(5) その結果、平成 29 年度は、4 部 8 課 3 室体制となる。

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この規程は、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下「公社」という。）定款第40条の規定に基づき、公社の組織及び分掌事務について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 公社の組織は、次のとおりとする。 監査室 監査係 総務部 総務課 庶務係 財務係 総務事務センター 企画課 企画係 <u>サンパル管理事務所</u> 事業推進係 国際インフラ整備支援室 支援係 _____ <u>経営管理室</u> 経営係 _____ 運営係 有野台会館 ひよどり台会館 管理係 ウェルブ六甲道管理事務所 フォレスト六甲管理事務所 ウエステ垂水管理事務所 レバンテ垂水管理事務所 ティオ舞子管理事務所 駐車場係	(趣旨) 第1条 この規程は、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下「公社」という。）定款第40条の規定に基づき、公社の組織及び分掌事務について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 公社の組織は、次のとおりとする。 監査室 監査係 総務部 総務課 <u>総務係</u> 財務係 総務事務センター 企画課 企画係 事業推進係 <u>サンパル再整備係</u> <u>国際インフラ整備支援室</u> 支援係 <u>経営企画部</u> <u>経営管理室</u> 経営係 <u>営業推進係</u> 運営係 有野台会館 ひよどり台会館 管理係 ウェルブ六甲道管理事務所 フォレスト六甲管理事務所 ウエステ垂水管理事務所 レバンテ垂水管理事務所 ティオ舞子管理事務所 駐車場係

現行	改正案
住環境再生部	住環境再生部
管理課	管理課
管理係	管理係
借上特優賃係	借上特優賃係
お客様サービス係	お客様サービス係
管理修繕係	管理修繕係
市営住宅募集係	市営住宅募集係
支援課	支援課
企画係	企画係
すまいまち再生支援係	すまいまち再生支援係
耐震支援係	耐震支援係
まちづくり会館	まちづくり会館
防災講習センター	防災講習センター
講習係	講習係
施設整備部	施設整備部
都市整備課	都市整備課
事務係	事務係
<u>事業支援係</u>	_____
工務係	工務係
再整備計画係	再整備計画係
建築 1 係	建築 1 係
建築 2 係	建築 2 係
ロープウェー事業係	ロープウェー事業係
設備課	設備課
計画係	計画係
電気係	電気係
機械係	機械係
設備保全課	設備保全課
設備調整係	設備調整係
東部設備保全係	東部設備保全係
西部設備保全係	西部設備保全係
国際インフラ整備支援プロジェクト	国際インフラ整備支援プロジェクト
<u>すまいまちづくり支援プロジェクト</u>	_____
<u>桜の宮再整備プロジェクト</u>	<u>桜の宮再整備プロジェクト</u>
<u>団地再生プロジェクト</u>	_____

現行	改正案
(分掌事務) 第3条 前条の組織の事務は、次のとおりとする。 監査室 (1)内部監査に関すること。 (2)内部統制システムの検証及び助言に関すること。 (3)索道及び鋼索鉄道の安全管理監査に関すること。 総務部 総務課 庶務係 (1)公社及び部の庶務並びに公社内事務の連絡及び調整に関すること。 (2)職員の人事及び給与に関すること。 <u>(3)物品の購入に関すること。</u> (4)工事請負契約、業務委託契約、その他請負契約及び物品調達(賃借)契約に関すること。 (5)公印の管守及び文書に関すること。 (6)職場の安全衛生に関すること。 (7)人材登録制度に関すること。 <u>(8)研修及び資格取得支援制度に関すること。</u> <u>(9) </u>規程の制定及び改廃に関すること。 (10)事務改善に関すること。 (11)他の課及び係の所管に属しないこと。 財務係 (1)公社の予算、決算その他財務諸表に関すること。 (2)会計監査に関すること。 (3)財政計画及び経営分析に関すること。 (4)資産の管理に関すること。 (5)市外郭団体に関する特別委員会に関すること。 (6)公社の資金計画及び調達に関すること。 (7)出納事務に関すること。 (8)現金及び有価証券の管理に関すること。 (9)建物の区分所有等に関する法律による管理者として受託した出納事務に関すること。	(分掌事務) 第3条 前条の組織の事務は、次のとおりとする。 監査室 (1)内部監査に関すること。 (2)内部統制システムの検証及び助言に関すること。 (3)索道及び鋼索鉄道の安全管理監査に関すること。 <u>(4)規則、規程の制定、改正に関する審査</u> 総務部 総務課 <u>総務係</u> (1)公社及び部の庶務並びに公社内事務の連絡及び調整に関すること。 (2)職員の人事及び給与に関すること。 <u>(3)理事会及び評議員会に関すること。</u> (4)工事請負契約、業務委託契約、その他請負契約及び物品調達(賃借)契約に関すること。 (5)公印の管守及び文書に関すること。 (6)職場の安全衛生に関すること。 (7)人材登録制度に関すること。 <u>(8)輝プロジェクトの推進に関すること(企画課との共管)。</u> <u>(9)規則、規程の制定及び改廃に関すること。</u> (10)事務改善に関すること。 (11)他の課及び係の所管に属しないこと。 財務係 (1)公社の予算、決算その他財務諸表に関すること。 (2)会計監査に関すること。 (3)財政計画及び経営分析に関すること。 (4)資産の管理に関すること。 (5)市外郭団体に関する特別委員会に関すること。 (6)公社の資金計画及び調達に関すること。 (7)出納事務に関すること。 (8)現金及び有価証券の管理に関すること。 (9)建物の区分所有等に関する法律による管理者として受託した出納事務に関すること。

現行	改正案
総務事務センター (1)業務システム等に関すること。 (2)収入消込事務に関すること。 (3)定例的収入及び支出事務に関すること。 (4)庁舎管理に関すること（レイアウト含む。）。 (5)物品、備品管理（OA 機器を含む。）に関すること。 (6)公社の社用車の配車及び日常管理に関すること。 (7)経理帳票の整理・保存に関すること。 (8)その他軽易な事務処理に関すること。 企画課 企画係、事業推進係 (1)課及び監査室並びに国際インフラ整備支援室の庶務に関すること。 (2)公社の経営計画の企画及び推進に関すること。 (3)事業の再編に係る調整及び推進に関すること。 (4)新規事業の調査、企画及び採択に関すること。 (5)市及び外郭団体等との事業調整に関すること。 (6)特命による重要事項の調査及び企画に関すること。 (7)理事会、評議員会、役員会に関すること。 (8)広報並びに情報発信の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (9)国際インフラ整備支援に関すること。 (10)三宮周辺地区の再整備等に関すること (11)（仮称）新長田南兵庫県・神戸市<u> </u>合同庁舎<u> </u>に関すること。 (12)リスク管理、自主監査、情報セキュリティ等監査室との連携に関すること。 (13)公社資産（保有床、土地）の活用等（他課所管に属することを除く。）に関すること。 (14)提案型事業者選定に関すること。 (15)<u> </u>本社移転調整に関すること。 企画係と事業推進係の分掌事務は総務部長が別に定める。 サンパル管理事務所	総務事務センター (1)業務システム等に関すること。 (2)収入消込事務に関すること。 (3)定例的収入及び支出事務に関すること。 (4)庁舎管理に関すること（レイアウト含む。）。 (5)物品、備品管理（OA 機器を含む。）に関すること。 (6)公社の社用車の配車及び日常管理に関すること。 (7)経理帳票の整理・保存に関すること。 (8)その他軽易な事務処理に関すること。 企画課 企画係、事業推進係 (1)課及び監査室並びに国際インフラ整備支援室の庶務に関すること。 (2)公社の経営計画の企画及び推進に関すること。 (3)事業の再編に係る調整及び推進に関すること。 (4)新規事業の調査、企画及び採択に関すること。 (5)市及び外郭団体等との事業調整に関すること。 (6)特命による重要事項の調査及び企画に関すること。 (7)<u> </u>役員会に関すること。 (8)広報並びに情報発信の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (9)国際インフラ整備支援に関すること。 (10)三宮周辺地区の再整備等に関すること (11)<u> </u>兵庫県・神戸市新長田合同庁舎の調整に関すること。 (12)リスク管理、自主監査、情報セキュリティ等監査室との連携に関すること。 (13)公社資産（保有床、土地）の活用等（他課所管に属することを除く。）に関すること。 (14)提案型事業者選定に関すること。 (15)新長田本社移転調整に関すること。 (16)輝プロジェクトの推進に関すること（総務課との共管）。 企画係と事業推進係の分掌事務は総務部長が別に定める。 サンパル再整備係 (1)サンパル再整備に関すること。

現行	改正案
_____	(2)サンパル再整備に関する公社所有床テナント調整に関する こと。
_____	(3)サンパル管理者業務にすること。
(1) _____ 経営管理室管理事務所共通に掲げられ ている事務に関すること。	(4)サンパル管理に関し、経営管理室管理事務所共通に掲げられ ている事務に関すること。
_____	(5)サンパル名店会に関すること。
(2)三宮東まちづくりの会に関すること。	(6)三宮東まちづくりの会に関すること。
<u>国際インフラ整備支援室</u>	<u>国際インフラ整備支援室</u>
支援係	支援係
(1)国内外の都市基盤整備に関する技術的支援の調査、企画、計 画の立案及び実施に関すること。	(1)国内外の都市基盤整備に関する技術的支援の調査、企画、計 画の立案及び実施に関すること。
_____	<u>経営企画部</u>
<u>経営管理室</u>	<u>経営管理室</u>
経営係	経営係
(1)室の庶務に関すること。	(1)室の庶務に関すること。
(2)室の <u>経営改善</u> _____ に関すること。	(2)室の <u>事業に係る調査、企画、経営計画・改善</u> に関すること。
_____	(3)室の所管事業の営業戦略の立案及び実施に関する総合調整。
(3) <u>管理者会計、</u> _____ <u>オーナー業務（サブリースを含む。）及び経営管理室所管施設の</u> 請求事務等の入力に関すること。	(4) <u>管理者会計、経営管理室所管床等（サンパル含む）に係る</u> _____ 請求事務等の入力に関すること。
(4)経営管理室所管施設及びサンパルの修繕、設備管理に関する こと。	(5)経営管理室所管施設及びサンパルの修繕、設備管理に関する こと。
(5)施設整備部との連絡調整に関すること。	(6)施設整備部との連絡調整に関すること。
(6)オーナー業務及びサブリース業務に関すること。	_____
(7)新長田駅前ビルの管理運営に関すること。	_____
(8)リーシングに関すること。	_____
_____	<u>営業推進係</u>
_____	(1)経営管理室所管床管理活用業務及びサブリース業務に關す ること。(経営管理室の他の係及び企画課サンパル再整備係所管 事務を除く。)
_____	(2)新長田駅前ビルの管理運営に関すること。
_____	(3)経営管理室所管施設のリーシングに関すること。
_____	_____
運営係	運営係
(1)経営管理室所管施設の管理運営（他の係の所管する施設を除 く。）に関すること。	(1)経営管理室所管施設の管理運営（他の係の所管する施設を除 く。）に関すること。

現行	改正案
(2)団地中心施設（有野台会館、ひよどり__会館、月が丘センター、狩口地域センター）との連絡調整に関すること。 有野台会館 (1)有野台会館及び付帯施設の管理運営に関すること。 ひよどり台会館 (1)ひよどり台会館及び付帯施設の管理運営に関すること。 管理係 (1)管理事務所（サンパルを除く。）における管理者業務に関すること。 (2)管理事務所の<u>運営（サンパルを除く。）・調整</u>に関すること。 管理事務所共通 (1)所管ビルの各種相談等に関すること。 (2)所管ビルの各種申請書、届出に関すること。 (3)所管ビルの役員会・区分所有者集会・重要事項説明会等に関すること。 (4)所管ビルの修繕に関すること（日常点検、工事の初期対応）。 (5)所管ビルの計画修繕の計画策定、立案、調整に関すること。 (6)所管ビルの消防に関すること。 (7)事務管理業務委託の監理に関すること（ウェルブ六甲道に限る。）。 (8)所管ビルの設備保守・保安警備・清掃業務等の監理に関すること（ウェルブ六甲道を除く。）。 (9)所管ビルの名店会との調整等に関すること。 (10)名店会に関すること（フォレスト六甲に限る。）。 (11)その他各所管ビルの庶務等に関すること。 駐車場係 <u>(1)路外駐車場の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(2)公営駐車場_____の管理運営に関すること。</u> 住環境再生部 管理課 管理係 (1)部及び課の庶務に関すること。 (2)課内事業に係る調査、企画、経営計画・改善に関すること。 (3)公社所有賃貸住宅の営業戦略の立案及び実施に関すること。	(2)団地中心施設（有野台会館、ひよどり<u>台</u>会館、月が丘センター、狩口地域センター）との連絡調整に関すること。 有野台会館 (1)有野台会館及び付帯施設の管理運営に関すること。 ひよどり台会館 (1)ひよどり台会館及び付帯施設の管理運営に関すること。 管理係 (1)管理事務所（サンパルを除く。）における管理者業務に関すること。 (2)管理事務所の<u>運営・調整（サンパルを除く。）</u>に関すること。 管理事務所共通 (1)所管ビルの各種相談等に関すること。 (2)所管ビルの各種申請書、届出に関すること。 (3)所管ビルの役員会・区分所有者集会・重要事項説明会等に関すること。 (4)所管ビルの修繕に関すること（日常点検、工事の初期対応）。 (5)所管ビルの計画修繕の計画策定、立案、調整に関すること。 (6)所管ビルの消防に関すること。 (7)事務管理業務委託の監理に関すること（ウェルブ六甲道に限る。）。 (8)所管ビルの設備保守・保安警備・清掃業務等の監理に関すること（ウェルブ六甲道を除く。）。 (9)所管ビルの名店会との調整等に関すること。 (10)名店会に関すること（フォレスト六甲に限る。）。 (11)その他各所管ビルの庶務等に関すること。 駐車場係 <u>(1)駐車場事業の企画、改善・調整に関すること。</u> <u>(2)路外駐車場の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(3)公営駐車場及び垂水地区の駐車場の管理運営に関すること。</u> 住環境再生部 管理課 管理係 (1)部及び課の庶務に関すること。 (2)<u>部内</u>事業に係る調査、企画、経営計画・改善に関すること。 (3)公社所有賃貸住宅の営業戦略の立案及び実施に関すること。 <u>(4)桜の宮住宅再整備に関すること。</u>

現行	改正案
(4)すまいまちづくり支援プロジェクトに関すること。 (5)民間管理法人の指導及び審査に関すること。 (6)特優賃等所得調査の総括に関すること。 (7)各種補助申請に関すること。 (8)賃貸宅地管理及び長期割賦並びにB S電波障害施設に関すること。 借上特優賃係 (1)借上特優賃（管理受託含む。）終了に伴うオーナー対応に関すること。 (2)借上特優賃（管理受託含む。）に係る市との調整に関すること。 (3)借上市住の返還後運営の企画立案及び市との調整に関すること。 (4)民間賃貸住宅の経営サポート業務に関すること。 お客様サービス係 (1)賃貸住宅、附帯駐車場及び賃貸店舗の入居者の募集、審査、契約及び退去に関すること。 (2)入居促進に係る営業に関すること。 (3)情報発信の企画、調整、推進に関すること。 (4)空き家の管理に関すること。 (5)入居前準備に関すること。 (6)入居者対応に関すること。 (7)賃料等収納及び滞納整理に関すること。 (8)民間賃貸住宅の管理受託に関すること。 管理修繕係 (1)住宅、施設の通常修繕及び入居前・退去後修繕に関すること。 (2)公社所有の賃貸住宅の計画修繕の調整、立案及び計画策定に関すること。 (3)入居者対応（建物、設備）に関すること。 (4)管理会社の指導、対応に関すること。 (5)建築企画の提案、実施に関すること。 (6)分譲住宅の瑕疵担保責任に関すること。 市営住宅募集係 (1)市営住宅の募集に関すること。 支援課 企画係	(5)団地再生に関すること。 (6)民間管理法人の指導及び審査に関すること。 (7)特優賃等所得調査の総括に関すること。 (8)各種補助申請に関すること。 (9)賃貸宅地管理及び長期割賦並びにB S電波障害施設に関すること。 借上特優賃係 (1)借上特優賃（管理受託含む。）終了に伴うオーナー対応に関すること。 (2)借上特優賃（管理受託含む。）に係る市との調整に関すること。 (3)借上市住の返還後運営の企画立案及び市との調整に関すること。 (4)民間賃貸住宅の経営サポート業務に関すること。 お客様サービス係 (1)賃貸住宅、附帯駐車場及び賃貸店舗の入居者の募集、審査、契約及び退去に関すること。 (2)入居促進に係る営業に関すること。 (3)情報発信の企画、調整、推進に関すること。 (4)空き家の管理に関すること。 (5)入居前準備に関すること。 (6)入居者対応に関すること。 (7)賃料等収納及び滞納整理に関すること。 (8)民間賃貸住宅の管理受託に関すること。 管理修繕係 (1)住宅、施設の通常修繕及び入居前・退去後修繕に関すること。 (2)公社所有の賃貸住宅の計画修繕の調整、立案及び計画策定に関すること。 (3)入居者対応（建物、設備）に関すること。 (4)管理会社の指導、対応に関すること。 (5)建築企画の提案、実施に関すること。 (6)分譲住宅の瑕疵担保責任に関すること。 市営住宅募集係 (1)市営住宅の募集に関すること。 支援課 企画係

現行	改正案
(1)課の庶務及び経理に関すること。 (2)神戸市すまいとまちの安心支援センター運営の調整及び企画に関すること。 (3)すまいについての相談に関すること。 (4)すまいについての知識の普及及び啓発に関すること。 (5)市民・専門家・事業者・行政のネットワークづくりに関すること。 (6)すまいまちづくり支援人材等活用事業に関すること(すまいまち再生支援係の所管に属するものを除く。) すまいまち再生支援係 (1)まちづくりに関する相談、情報提供、普及啓発に関すること。 (2)まちの不燃化促進事業に係る受付・審査に関すること。 (3)すまいまちづくり支援人材等活用事業のうち、まちづくり支援に関すること(企画係の所管に属するものを除く。) (4)まちづくり活動助成の事務に関すること。 (5)神戸市居住支援協議会の事務に関すること。 (6)こよう賃貸住宅あんしん入居制度運営に関すること。 (7)マンション管理に関する相談、知識の普及及び啓発に関すること。 (8)高経年マンション管理の支援に関すること。 (9)分譲マンション管理組合ネットワークの事務に関すること (10)空き家活用促進に関すること。 耐震支援係 (1)すまいの耐震化の普及及び促進に関すること。 (2)すまいの耐震診断及び改修等に関する補助申請の受付に関すること。 (3)耐震化促進に関する関係団体とのネットワークの形成に関すること。 (4)耐震診断既受診及び未診断住宅の耐震改修促進に関すること。 (5)建築物の耐震に関する認定制度に関すること。 (6)共同住宅の耐震化促進・精密診断の補助に関すること。 (7)家具固定の普及啓発・補助に関すること。 (8)神戸市バリアフリー住宅改修補助事業に係る受付・震災に関すること。 (9)共同住宅バリアフリー改修補助事業に係る受付・審査に関すること。	(1)課の庶務及び経理に関すること。 (2)神戸市すまいとまちの安心支援センター運営の調整及び企画に関すること。 (3)すまいについての相談に関すること。 (4)すまいについての知識の普及及び啓発に関すること。 (5)市民・専門家・事業者・行政のネットワークづくりに関すること。 (6)すまいまちづくり支援人材等活用事業に関すること(すまいまち再生支援係の所管に属するものを除く。) すまいまち再生支援係 (1)まちづくりに関する相談、情報提供、普及啓発に関すること。 (2)まちの不燃化促進事業に係る受付・審査に関すること。 (3)すまいまちづくり支援人材等活用事業のうち、まちづくり支援に関すること(企画係の所管に属するものを除く。) (4)まちづくり活動助成の事務に関すること。 (5)神戸市居住支援協議会の事務に関すること。 (6)こよう賃貸住宅あんしん入居制度運営に関すること。 (7)マンション管理に関する相談、知識の普及及び啓発に関すること。 (8)高経年マンション管理の支援に関すること。 (9)分譲マンション管理組合ネットワークの事務に関すること (10)空き家活用促進に関すること。 耐震支援係 (1)すまいの耐震化の普及及び促進に関すること。 (2)すまいの耐震診断及び改修等に関する補助申請の受付に関すること。 (3)耐震化促進に関する関係団体とのネットワークの形成に関すること。 (4)耐震診断既受診及び未診断住宅の耐震改修促進に関すること。 (5)建築物の耐震に関する認定制度に関すること。 (6)共同住宅の耐震化促進・精密診断の補助に関すること。 (7)家具固定の普及啓発・補助に関すること。 (8)神戸市バリアフリー住宅改修補助事業に係る受付・震災に関すること。 (9)共同住宅バリアフリー改修補助事業に係る受付・審査に関すること。

現行	改正案
ること。 (10)その他すまいの安全推進に関すること。 まちづくり会館 (1)会館施設及び設備の維持管理に関すること。 (2)貸館業務に関すること。 (3)会館の設置目的を達成するための事業に関すること。 防災講習センター 講習係 (1)センターの庶務に関すること。 (2)消防関係講習会の計画及び実施に関すること。 施設整備部 都市整備課 事務係 (1)部及び課の庶務に関すること。 (2)工事の施工手続及び調整に関すること。 (3)不動産の管理及び活用に関すること。 (4)農業集落排水施設の使用料徴収等に関すること。 (5)ロープウェー事業に係る事務（ロープウェー事業系の所管に属するものを除く。）に関すること。 事業支援係 (1)買戻特約登記の抹消手続に関すること。 (2)その他神戸市住宅供給公社清算法人からの受託業務に関すること。 工務係 (1)公社事業の実施に伴う土木工事の調査、設計、監督及び検査並びに土木施設の維持保全に関すること。 (2)受託事業の実施に伴う土木工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (3)農業集落排水の執行管理業務に関すること。 (4)農業集落排水の機能強化に係る土木工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。 再整備計画係 (1)桜の宮住宅再生計画に関すること。 建築1係、建築2係	ること。 (10)その他すまいの安全推進に関すること。 まちづくり会館 (1)会館施設及び設備の維持管理に関すること。 (2)貸館業務に関すること。 (3)指定管理業務に関すること。 防災講習センター 講習係 (1)センターの庶務に関すること。 (2)消防関係講習会の計画及び実施に関すること。 施設整備部 都市整備課 事務係 (1)部及び課の庶務に関すること。 (2)工事の施工手続及び調整に関すること。 (3)不動産の管理及び活用に関すること。 (4)農業集落排水施設の使用料徴収等に関すること。 (5)ロープウェー事業に係る事務（ロープウェー事業系の所管に属するものを除く。）に関すること。 _____ _____ _____ 工務係 (1)公社事業の実施に伴う土木工事の調査、設計、監督及び検査並びに土木施設の維持保全に関すること。 (2)受託事業の実施に伴う土木工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (3)農業集落排水の執行管理業務に関すること。 (4)農業集落排水の機能強化に係る土木工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。 再整備計画係 (1)都市再整備の調査研究に関すること。 (2)桜の宮住宅再整備に関すること。 (3)不動産の活用に関する企画・調査・調整に関すること。 _____ 建築1係、建築2係

現行	改正案
(1) 建築施設の建築工事、保守修繕の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (2) 建築施設の技術支援に関すること。 (3) 建築技術関連基準の調査及び整備に関すること。 (4) 公社所有施設の計画修繕の設計及び工事に关すること。 (5) 所有施設のファシリティマネジメントに関すること。 建築 1 係と建築 2 係の分掌事務は施設整備部長が別に定める。 ロープウェー事業係 (1) 六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー及び摩耶ケーブルに関する企画・運営に関すること。 (2) 六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー及び摩耶ケーブルの運転、施設の保全・管理、その他輸送の安全確保に関すること。 (3) 運賃及び乗車券類の企画・販売並びに乗客の接遇等に関すること。 設備課 計画係 (1) 課の庶務及び事業計画に関すること。 (2) 技術基準（設備）の統括に関すること。 (3) 公社所有施設等の電気・機械設備の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (4) 公社所有施設のファシリティマネジメントに関すること。 (5) 省エネルギー及びプラント整備に係る調査、研究、設計、監督及び検査に関すること。 (6) 補助制度に係る情報収集及びその活用に関すること。 (7) スマートシティ・広域エネルギーマネジメントの推進に関すること。 (8) 索道並びに鋼索鉄道の電気・機械設備の整備に係る調査、設計、監督及び検査に関すること。 電気係 (1) 電気設備の新設、改修に係る調査、設計、監督及び検査に関すること。 機械係 (1) 機械設備の新設、改修に係る調査、設計、監督及び検査に関	(1) 建築施設の建築工事、保守修繕の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (2) 建築施設の技術支援に関すること。 (3) 建築技術関連基準の調査及び整備に関すること。 (4) 公社所有施設の計画修繕の設計及び工事に关すること。 (5) 所有施設のファシリティマネジメントに関すること。 <u>(6) 兵庫県・神戸市新長田合同庁舎の調整に関すること。</u> 建築 1 係と建築 2 係の分掌事務は施設整備部長が別に定める。 ロープウェー事業係 (1) 六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー及び摩耶ケーブルに関する企画・運営に関すること。 (2) 六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー及び摩耶ケーブルの運転、施設の保全・管理、その他輸送の安全確保に関すること。 (3) 運賃及び乗車券類の企画・販売並びに乗客の接遇等に関すること。 設備課 計画係 (1) 課の庶務及び事業計画に関すること。 (2) 技術基準（設備）の統括に関すること。 (3) 公社所有施設等の電気・機械設備の調査、設計、監督及び検査に関すること。 (4) 公社所有施設のファシリティマネジメントに関すること。 (5) 省エネルギー及びプラント整備に係る調査、研究、設計、監督及び検査に関すること。 (6) 補助制度に係る情報収集及びその活用に関すること。 (7) スマートシティ・広域エネルギーマネジメントの推進に関すること。 (8) 索道並びに鋼索鉄道の電気・機械設備の整備に係る調査、設計、監督及び検査に関すること。 <u>(9) 兵庫県・神戸市新長田合同庁舎の調整に関すること。</u> 電気係 (1) 電気設備の新設、改修に係る調査、設計、監督及び検査に関すること。 機械係 (1) 機械設備の新設、改修に係る調査、設計、監督及び検査に関

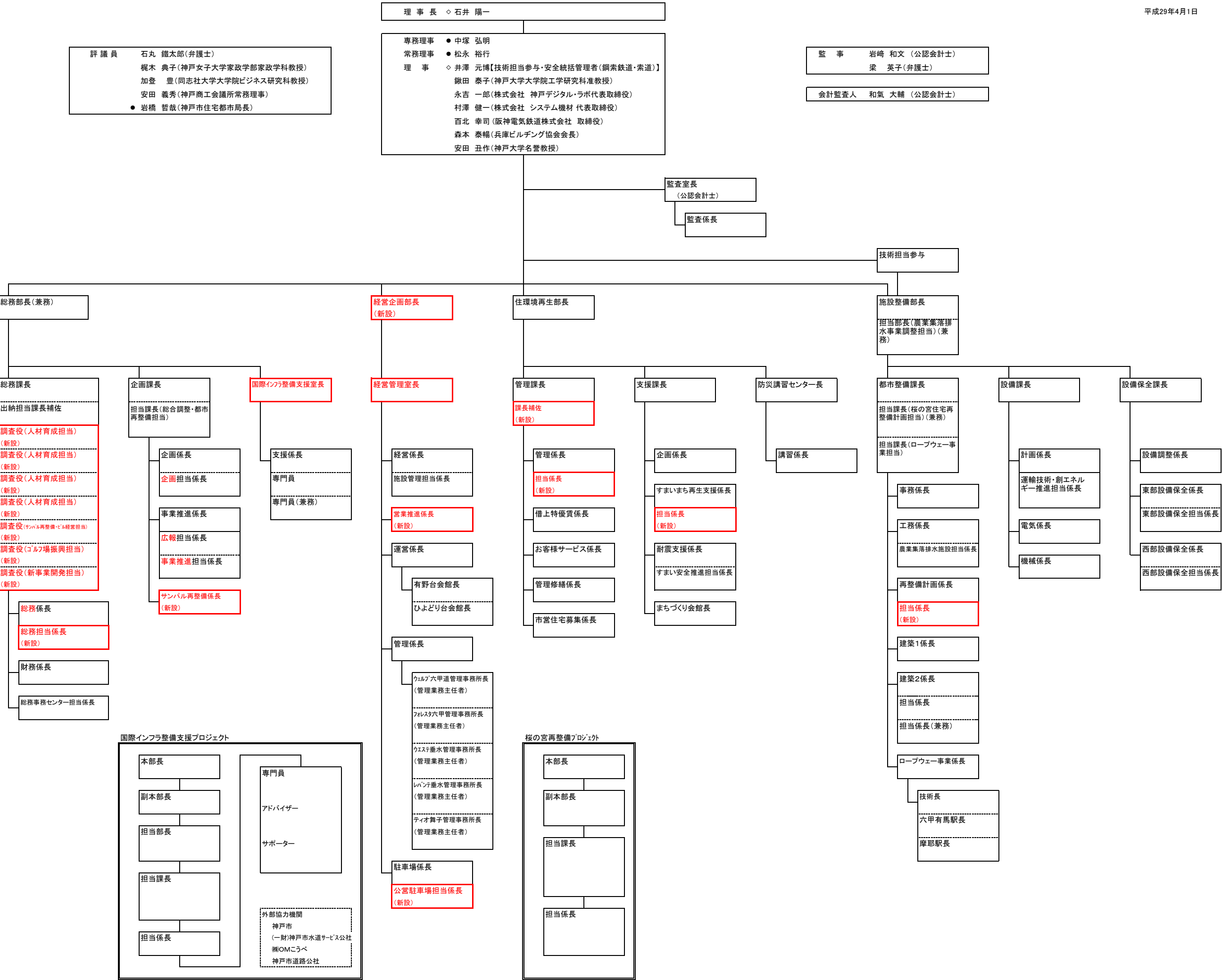
現行	改正案
すること。 設備保全課 設備調整係 (1)課の庶務に関すること。 (2)受託施設の設備マネジメントに関すること。 (3)電気・機械設備の保全技術の調査及び研究に関すること。 (4)予算・決算、執行管理、契約事務に関すること。 (5)設備保全の調査見積に関すること。 (6)受託施設の省エネルギー・コスト削減に関すること。 東部設備保全係 (1)東部地区の設備保全エリア施設（公社・市・外郭団体所管の受託施設）の設備保全（維持管理・修繕）及び技術支援に関すること。 (2)受託施設の自家用電気工作物の主任技術者 <u>(3)農業集落排水施設の維持管理に関すること（都市整備課所管に属するものを除く。）。</u> <u>(4)農業集落排水の機能強化に係る電気・機械設備の調査、設計、監督及び検査に関すること。</u> 西部設備保全係 (1)西部地区の設備保全エリア施設（公社・市・外郭団体所管の受託施設）の設備保全（維持管理・修繕）及び技術支援に関すること。 (2)受託施設の自家用電気工作物の主任技術者 _____ _____ _____ 国際インフラ整備支援プロジェクト (1)国内外の都市基盤整備に関する技術的支援の調査、企画、計画の立案及び実施に関すること。 <u>すまいまちづくり支援プロジェクト</u> <u>桜の宮再整備プロジェクト</u> (1)桜の宮住宅再生計画に関すること。 <u>(2)その他都市再整備の調査研究に関すること。</u> <u>団地再生プロジェクト</u>	すること。 設備保全課 設備調整係 (1)課の庶務に関すること。 (2)受託施設の設備マネジメントに関すること。 (3)電気・機械設備の保全技術の調査及び研究に関すること。 (4)予算・決算、執行管理、契約事務に関すること。 (5)設備保全の調査見積に関すること。 (6)受託施設の省エネルギー・コスト削減に関すること。 東部設備保全係 (1)東部地区の設備保全エリア施設（公社・市・外郭団体所管の受託施設）の設備保全（維持管理・修繕）及び技術支援に関すること。 (2)受託施設の自家用電気工作物の主任技術者 _____ _____ _____ 西部設備保全係 (1)西部地区の設備保全エリア施設（公社・市・外郭団体所管の受託施設）の設備保全（維持管理・修繕）及び技術支援に関すること。 (2)受託施設の自家用電気工作物の主任技術者 <u>(3)農業集落排水施設の維持管理に関すること（都市整備課所管に属するものを除く。）。</u> <u>(4)農業集落排水の機能強化に係る電気・機械設備の調査、設計、監督及び検査に関すること。</u> 国際インフラ整備支援プロジェクト (1)国内外の都市基盤整備に関する技術的支援の調査、企画、計画の立案及び実施に関すること。 _____ <u>桜の宮再整備プロジェクト</u> (1)桜の宮住宅再生計画に関すること。 _____ _____

現行	改正案
(1)計画的開発団地の空き家流通支援に関すること。 (2)その他計画的開発団地再生の調査研究に関すること。 (調査役) 第4条 公社に_____調査役を置くことができる。 2 _____調査役は、理事長が特に命ずる事項を調査審議する。 (部長等) 第5条 部に部長、<u>室に室長、課に課長、</u>_____ 係に係長、<u>駐車場に場長、及び会館に館長</u>_____ __を置く。 2 必要があるときは、担当課長、専門員、課長補佐及び担当係長を置くことができる。 (職務) 第6条 部長、室長<u>及び課長</u>_____は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 担当課長、_____係長、担当係長、<u>場長及び館長</u>_____ は、上司の命を受け所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>課長補佐は、上司の命を受け所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</u> 4 <u>課長補佐の事務分担は、総務部総務課長及び企画課長に合議の</u>うえ、____部長が定める。 5 <u>前項に掲げる者を除く職員の配置及び担当事務は、課長及び室長が定める。</u> (補則) 第7条 この規程に定めるもののほか、公社の組織及び職制について必要な事項は、理事長が定める。	_____ _____ (参与等) 第4条 公社に<u>参与、参事及び</u>調査役を置くことができる。 2 <u>参与、参事及び</u>調査役は、理事長が特に命ずる事項を調査審議する。 (部長等) 第5条 部に部長、<u>課に課長、室に室長、センターにセンター長、</u>_____ 係に係長、_____会館に館長<u>及び管理事務所に所</u> <u>長</u>を置く。 2 必要があるときは、担当課長、専門員、課長補佐及び担当係長を置くことができる。 (職務) 第6条 部長、室長____、<u>課長及びセンター長</u>は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 担当課長、<u>課長補佐、</u>係長、担当係長、_____館長<u>及び所長</u> は、上司の命を受け所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。 _____ _____ 3 課長補佐の事務分担は、総務部総務課長_____に合議のうえ、<u>所管部長</u>が定める。 4 前項に掲げる者を除く職員の配置及び担当事務は、課長及び室長が定める。 (補則) 第7条 この規程に定めるもののほか、公社の組織及び職制について必要な事項は、理事長が定める。
附 則 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。 2 この規程の施行に伴い、「神戸市都市整備公社、神戸市住宅供給公社及び神戸市都地開発公社組織規程」は廃止する。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。	附 則 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。 2 この規程の施行に伴い、「神戸市都市整備公社、神戸市住宅供給公社及び神戸市都地開発公社組織規程」は廃止する。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

現行	改正案
附 則 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。 _____ _____	附 則 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。 附 則 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u>

(一財)神戸すまいまちづくり公社組織図

平成29年4月1日



第4号議案

利益相反取引について（法人法第84条・第197条）

(1) 平成28年度 取引実績（事後承認）

- ①平成28年6月15日開催の理事会以降に契約した事前承認を受けていない取引

別紙1のとおり

(2) 平成29年度 取引予定（事前承認）

- ①管理事務業務

別紙2のとおり

- ②設備点検業務等

別紙3のとおり

<参考>

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）第84条：第197条による準用理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（ア）理事が自己又は第三者のために一般財団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

（イ）理事が自己又は第三者のために一般財団法人と取引をしようとするとき。

（ウ）一般財団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般財団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- ②「管理者」とは

建物区分所有法に規定されており、再開発ビルや分譲マンションの区分所有者で構成される集会（いわゆる「管理組合総会」）において選任される者である。

管理者は、区分所有者を代理して、①共用部分等の保存、②集会の決議の実行、③規約で定められた行為の実行、④集会の召集、⑤事務の報告 等を行う。

平成28年度 取引実績(事後承認)

別紙1

(平成28年6月15日開催の理事会以降に契約した取引)

	契約の相手方	内容（概略）	契約期間	契約金額（千円）	
1	ウエステ垂水管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	住宅エレベーター 設備改修業務	H28. 10. 18～H29. 3. 31 (締結年月日 H28. 10. 17)	受託料	《省略》
				消費税	
				合 計	

平成29年度 取引予定(管理事務業務)

別紙2

	契約の相手方	内容 (概略)	予定契約期間	契約金額等の決定方法	備考
1	サンパル管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
2	フォレスト六甲管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
3	ウェルブ六甲道1番街管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
4	ウェルブ六甲道2番街管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
5	ウェルブ六甲道3番街1番館2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
6	ウェルブ六甲道3番街3番館4番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
7	ウェルブ六甲道3番街管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	駐車場 管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
8	ウェルブ六甲道4番街1番館2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
9	ウェルブ六甲道5番街2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
10	ウェルブ六甲道6番街1番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
11	ウェルブ六甲道6番街2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
12	レバンテ垂水1番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
13	レバンテ垂水2番館・3番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
14	ウエステ垂水管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》
15	ティオ舞子管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	ビル管理事務業務	H29. 4. 1～H30. 3. 31	公社予算案に基づき、集会の決議により、決定。	平成29年度予算 《省略》

平成29年度 取引予定(設備点検業務等)

別紙3

	契約の相手方	内容(概略)	予定契約期間	契約金額等の決定方法	備考
1	サンパル管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
2	フォレスト六甲管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
3	ウェルブ六甲道1番街管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
4	ウェルブ六甲道2番街管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
5	ウェルブ六甲道3番街3番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
6	ウェルブ六甲道4番街1番館2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
7	ウェルブ六甲道5番街2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
8	ウェルブ六甲道6番街2番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
9	レバンテ垂水1番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
10	レバンテ垂水2番館・3番館管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
11	ウエステ垂水管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》
12	ティオ舞子管理者 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 理事長 石井 陽一	設備点検業務等	H29. 4. 1～H30. 3. 31	再委託先業者・契約金額は入札等による。 事務費は公社基準により決定・請求。	平成29年度予算 《省略》

第5号議案

平成28年度第3回評議員会の開催決定〔定款第17条第1項〕

(1) 日 時：平成29年3月27日（月）午後4時00分～5時30分

(2) 会 場：サンパルビル5階 当公社会議室
(住所：神戸市中央区雲井通5-3-1)

(3) 報告事項：

①平成28年度補正予算について

②平成29年度事業計画及び予算について

③組織改正について

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

(平成28年6月24日～29年3月14日)

役職名	氏 名	職 務 権 限 規 程 上 の 職 務 分 担
理事長	石 井 陽 一	(1)代表理事として公社を代表し、その業務を執行する。 (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
主 な 取 組 状 況		
・組織や業務を指揮・統括し、一般財団法人として自主性・自律性を持った組織運営に努めた。		

役職名	氏 名	職 務 権 限 規 程 上 の 職 務 分 担
専務理事	中 塚 弘 明	(1)別表第1及び別表第2に定める専務理事の決裁区分に属する事項に関すること。 (2)方針の確定している公社事業の運営に関すること。 (3)重要でない不服申立て、訴訟、和解及び調停に関すること(理事長及び副理事長の権限に属するものを除く)。 (4)規程の制定、改廃に関すること(理事長の権限に属するものを除く)。。 (5)前各号に準ずる事項に関すること。
主 な 取 組 状 況		
・理事長を補佐し、組織や業務全般を指揮・統括するとともに、業務執行上の懸案事項に取組み、経営改善に努めた。		

役職名	氏 名	職 務 権 限 規 程 上 の 職 務 分 担
常務理事	松 永 裕 行	(1)別表第2に定める常務理事の決裁区分に属する事項に関すること。 (2)事業計画の推進に関すること。 (3)予算に関すること。 (4)前各号に準ずる事項に関すること。
主 な 取 組 状 況		
・事業計画の推進並びに予算の調製及び執行管理について、指揮・統括を行った。		